

会 議 錄

1 会議名

令和7年度第3回北諏訪区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【報告事項】

- ・公の施設の使用料等の見直しについて（公開）
- ・上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部改正（利用料金改定）について（公開）

【自主的な審議】

- ・北諏訪まちづくり振興会との意見交換会に向けて（公開）

3 開催日時

令和7年9月18日（木）午後6時30分から午後8時00分

4 開催場所

上越市立北諏訪地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）

- ・委 員： 白木会長、高橋副会長、有島委員、石田委員、金子（弘）委員、
金子（祐）委員、杉田委員（欠席者5名）
- ・資産活用課： 戸松副課長、杉山主任
- ・事 務 局： 北部まちづくりセンター
内藤所長、勝島副所長、石崎係長、丸山主任

8 発言の内容

【勝島副所長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【白木会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：金子（弘）委員、金子（祐）委員に依頼

議題【報告事項】公の施設の使用料等の見直しについて、資産活用課へ説明を求める。

【資産活用課：戸松副課長】

- ・挨拶
- ・資料No.1 「公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ」

資料No.2 「公の施設の使用料等の見直しについて」に基づき説明

なお、本日、上越リゾートセンターくるみ家族園の利用料金の改定案について、施設の所管課である福祉課から報告させていただく予定であったが、まだ具体的な改定内容を検討中であるため、改定案ができ次第、改めて福祉課から報告させていただく。

【白木会長】

ただいまの説明に対し、質問等はあるか。

北諒訪としては、くるみ家族園しか該当施設がないが、以前の指定管理者と今の指定管理者では、雰囲気が大分違う。以前の指定管理者は非常に雰囲気が良かったし、きちんと挨拶もされていたが、今は横柄な感じで、お客様をお客さんとも思わない雰囲気がある。そのところは地域住民の皆さんや、地域外から来られた方がどのように感じるか懸念する。入浴料の見直しもしなければならないだろうが、もう少しお客さんに対しての雰囲気づくりも、きちんとしていかないといけないと思う。

私は町内会長を今年で19年やっているが、以前の指定管理者はきちんと毎年挨拶に来られていた。そういった点も含めて、行政から伝えていただけるところは伝えてもらいたい。

【資産活用課：戸松副課長】

貴重なご意見をいただいた。

お客様に対しての雰囲気づくりについては、行政サービスだけではなく、民間サービスも含めて、サービス業としてとても大事なことだと思う。これについては、所管課である福祉課を通じて、指定管理者にもお伝えし、改善を促していくような取組を進めていきたいと考えている。

【白木会長】

私が感じた部分についてお話をさせていただいた。

ほかに何かあるか。

【石田委員】

条例改正を行うリストに入っている施設は閉鎖せず継続運営することが前提の施設ということか。

それから、指定管理にしている施設の料金設定は市が権限を持つのか。それとも指定管理者が自分たちの儲かる範囲で勝手に料金を上げ下げできるのか。

【資産活用課：戸松副課長】

まず、リストに書かれている施設は継続運営していくことが前提なのかということについて、現時点では継続していく予定である。ただ、将来的には施設の老朽化といったこともあるし、人口が減っていけば利用者数も減っていくので、ずっと運営できるかは今の段階でお答えはできないところである。

次に、公の施設の利用料金については、市が一次的な権限があって、第三セクターなどいわゆる指定管理者制度を導入している施設でも、市がまず利用料金を条例という形で決める。条例については、利用料金の上限額になるもので、例えば、利用料金を条例で1,000円にしたとしても、指定管理者の判断で950円や900円にするということもあり得る。条例を定めるのは市の権限だが、実際の利用料金を設定するのは、指定管理者である。

【資産活用課：杉山主任】

上限を条例で設定させていただいた後、実際の運用額については、指定管理者から年度の初めに事業計画書を出していただき、その中でどのような利用料金を設定していくのかも市に提案をいただき、市と指定管理者で協議をし、市が承認するといった形で決めていくというのが、実務上の手続きになっている。

【白木会長】

ほかに質問を求めるがなし。

— 資産活用課 退室 —

【白木会長】

次に、【自主的な審議】北諏訪まちづくり振興会との意見交換会に向けて、事務局へ説明を求める。

【石崎係長】

・資料「北諏訪まちづくり振興会との意見交換に向けて」に基づき説明

本日も前回と同様に分科会に分かれて意見交換をしていただきたい。

【白木会長】

質問等を求めるがなし。

— 分科会ごとに話合い —

【白木会長】

以上で分科会ごとの話合いを終了する。

各分科会での意見を次回までに事務局でまとめていただきたい。

その他に移る。事務局から何かあるか。

【石崎係長】

次回協議会の開催日について、次回日程は会長と相談の上、設定させていただく。

【白木会長】

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。